

川崎市立地適正化計画【概要版】

～ 持続可能で安全・安心なまちづくり ～

令和7年3月
川 崎 市

川崎市立地適正化計画【概要版】

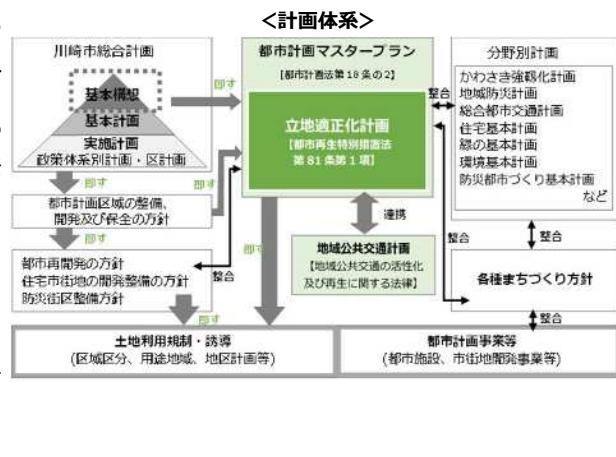
第1章 計画策定の趣旨（本編P1～P4）

1 計画策定の目的

- ・将来的な人口減少や少子高齢化の更なる進展、自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、都市計画マスタープランで示す土地利用や都市構造の考え方に基づき、居住や都市機能を誘導する区域、誘導施策及び防災・減災対策の取組を位置づけることで、**市民等と行政の協働による持続可能かつ安全・安心なまちづくりをめざす**ために策定を行います。

2 計画の位置づけ

- ・本計画は、**都市計画マスター
プランの一部**としてみなされ
ます。
 - ・また、「川崎市総合計画」や
「都市計画区域の整備、開発
及び保全の方針」と整合を図
る必要があります。
 - ・対象範囲は**市全域**とします。
 - ・概ね**20年**を計画期間とし、
計画策定後は概ね**5年ごとに**
評価を行い、必要に応じて計
画の見直しを行います。

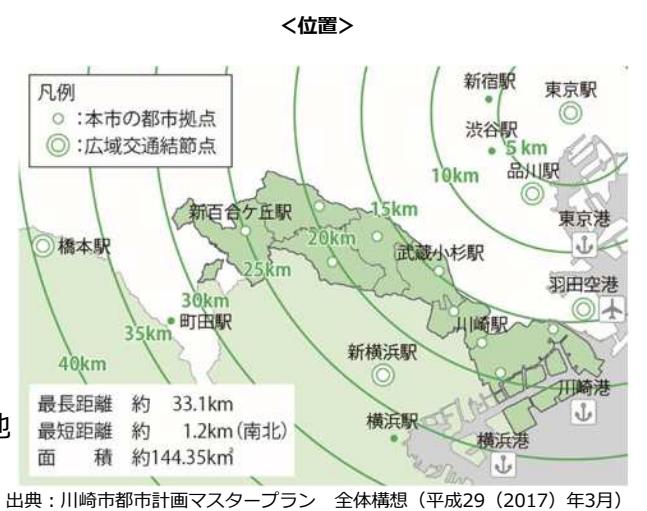


第2章 まちの現状・課題（本編P5～P33）

1 本市の現状

(1) 位置·地形

- ・本市は、首都圏の中心部に位置し、羽田空港や品川駅・新横浜駅と近接しており、都心部にアクセスしやすいなど、利便性が高くなっています。
 - ・また、本市は臨海部の埋立地、多摩川沿いに広がる低地部、市域の北西部に広がる丘陵部の3つの地形に大きく分かれています。



(2) 人口

- ・総人口は令和12(2030)年頃にピークを迎え、令和27(2045)年以降の減少が顕著となっています。
 - ・人口密度は概ね100人/ha以上のエリアが多く、令和27(2045)年においても大きく変化しない見込みです。
 - ・高齢化率は一貫して上昇傾向にあり、令和27(2045)年に約30%に到達する見込みです。

<将来人口推計（市独自推計）>

年	人口(10万人)
2010	11.0
2015	11.0
H27(2045)	16.0
H47(2065)	12.0

(3) 主な都市機能

- ・現状では、商業機能及び医療機能等が市全域に広く分布しています。

(4) 都市交通

- ・鉄道は、都心から放射状に広がり市内を横断する路線と市内や地域を縦断する路線により形成されており、路線バスは、ターミナル駅などへのアクセスを中心に市内各地や近隣都市に広がる路線により形成されています。

(5) 主な災害想定

- ・多摩川沿いを中心に広く洪水浸水が想定されていますが、洪水浸水想定の計画規模降雨（発生確率年：多摩川約1/200、鶴見川約1/150）が生じた際に2階以上が浸水するおそれがあるエリアは川崎駅や等々力緑地周辺など限定的です。
 - ・丘陵地では土砂災害特別警戒区域が多数存在します。
 - ・地震による火災延焼や建物被害など、災害危険度の高い地域が存在します。

2 本市の現状を踏まえた課題

- ・現状や計画策定の目的などを踏まえ、次のとおり課題を設定します。

① 人口減少・少子高齢化の更なる進展

- ◆将来的な人口減少期における良好な住環境の維持が必要
 - ◆人口減少社会への転換や少子高齢化の更なる進展を見据え、コミュニティのあり方や立地の適正化によるコンパクトで効率的なまちづくり、広域的観点に基づいた施設の適正配置等の検討が必要
 - ◆誰もが安全・安心に暮らし続けることができるよう、医療や商業などの生活サービスを維持するための取組が必要

② 自然災害リスクの高まり

- ◆今後の災害リスクに対応するため、これまでに発生した風水害や地震等の教訓を踏まえた対策を講じることが必要
 - ◆災害時の被害軽減・復旧・復興の早期実現に向け、自助・共助（互助）・公助の視点から地域防災力の強化を図ることが必要

第3章 立地適正化の基本方針（本編P34～P37）

1 基本方針の設定

- ・都市計画マスタープランの「都市づくりの基本方針」及び「めざす都市構造」を踏まえ、**立地適正化の基本方針を設定します。**
- ・市の人口動態等を踏まえ、積極的な居住の誘導を行うのではなく、市民一人ひとりの居住地の選択を促すことで、緩やかな居住の促進を図っていく方向性であることから、**都市再生特別措置法で規定される居住誘導について、本市では「居住促進」とし、区域についても「居住促進区域」の名称で位置づけます。**
- ・また、立地適正化の基本方針を踏まえ、居住促進・都市機能誘導・防災指針の3つの分野ごとにまちづくりの方針及び施策の方針を設定します。

本市の現状を踏まえた課題

- ①人口減少・少子高齢化の更なる進展 ②自然災害リスクの高まり

都市計画マスタープランにおける都市づくりの基本理念

- 【都市計画マスタープランの都市づくりの基本方針】
 - ・魅力ある都市づくり
 - ・緑と水の豊かな環境に配慮した都市づくり
 - ・災害に強い都市づくり
 - ・人口減少を見据えた持続可能な都市づくり
 - ・誰もが暮らしやすい都市・住まいづくり
 - ・産業の発展を支える都市づくり
 - ・市民が主体となる身近な地域づくり

- 【都市計画マスタープランのめざす都市構造】
 - ・広域調和・地域連携型のまちをめざす
 - ・生活行動圏の身近な地域が連携した住みやすく暮らしやすいまちをめざす
 - ・広域調和・地域連携のまちを支える交通ネットワークの形成をめざす
 - ・多摩川丘陵の緑地と多摩川・鶴見川水系を骨格にした、緑と水のネットワークを育む
 - ・コンパクトで効率的なまちをめざす
 - ・魅力にあふれ、個性ある都市拠点をめざす

立地適正化の基本方針

人口動態や自然災害リスクへの対応を踏まえた魅力的で暮らしやすい持続可能なまちづくり

まちづくりの方針	施策の方針
【居住促進】 持続可能で、誰もが暮らしやすい住環境の維持・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の暮らしを支える都市機能が立地可能な環境の整備 ・地域交通環境の向上やこれらと連携した居住地の維持に向けた取組の促進 ・快適に住み続けられる住環境の整備
【都市機能誘導】 地域特性やポテンシャルを活かした、都市の魅力や活力を高めるまちの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・高次都市機能の集積や、拠点における防災性向上に資する都市機能の誘導 ・歩きやすく居心地の良い駅前空間づくりなど、魅力のあるまちづくりの推進 ・首都圏や本市における交通の円滑化や都市機能の向上を図る広域的な交通網の整備の推進
【防災指針】 自然災害の被害の軽減や迅速な復旧復興による安心して暮らせるまちの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフト施策による自然災害リスクの周知など、防災意識向上の推進や、国・県と連携したハード整備による防災対策の推進 ・被災後の質の高い都市の復興を迅速かつ適切に進めるための復興事前準備の推進

2 めざすべき都市の骨格構造

- ・都市計画マスタープランにおけるめざす都市構造や、総合都市交通計画等における鉄道やバスなどの公共交通ネットワークを踏襲し、広域調和・地域連携型のまちをめざすとともに、これらのまちを支える交通ネットワークの形成をめざします。

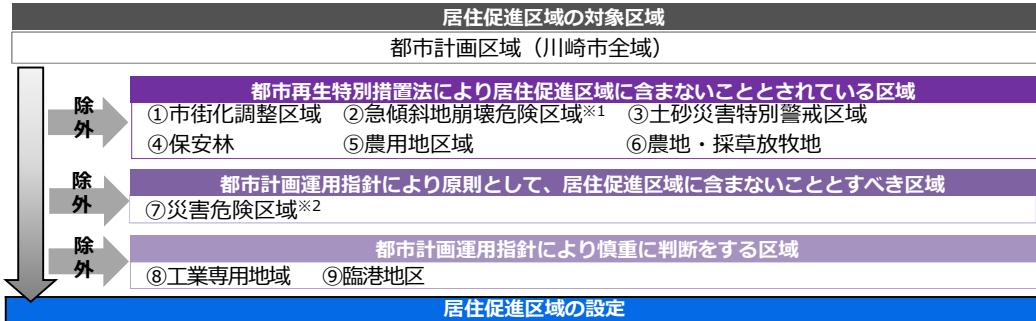
第4章 居住促進（本編P38～P49）

1 居住促進区域の設定の考え方

- ・市全域で人口密度が高く、総人口は令和12（2030）年頃にピークをむかえ、ピーク後も比較的緩やかな減少傾向をたどることが想定されています。
- ・また、居住地についても、**市全域に広がっている**状況です。
- ・これらを踏まえ、都市再生特別措置法及び都市計画運用指針により、居住促進区域に含まないこととされている区域を除いた**市域の大部分を居住促進区域に設定します。**
- ・将来的な人口減少や少子高齢化の更なる進展を見据え、誰もが安心して暮らし続けることのできるまちづくりを進めます。
- ・また、将来的な人口動態に対応するため持続可能な居住環境づくりを、地域等における人口減少や高齢化率の上昇等に応じて、段階的に推進します。

2 居住促進区域の設定（図1）

（居住促進区域の設定フロー）



※1 急傾斜地崩壊危険区域内のうち、土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域が重複している範囲を居住促進区域外とします。

※2 急傾斜地崩壊危険区域と同範囲であり、居住促進区域外とする範囲も※1と同じとします。

3 居住促進に係る施策

- ・市全域で人口密度が高く、20年後も人口が緩やかな減少傾向をたどることが想定されていることを踏まえ、居住促進の方針である「持続可能で、誰もが暮らしやすい住環境の維持・改善」の実現に向けた施策を設定し、取組を行うことで居住の促進を図っています。

施策名	
<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全対策の推進 ・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ・地域の生活基盤となる道路等の維持・管理 ・高齢者が生きがいを持てる地域づくり ・障害福祉サービスの充実 ・誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備 ・子育てを社会全体で支える取組の推進 ・協働の取組による緑の創出と育成 ・魅力ある公園緑地等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進 ・魅力にあふれた広域拠点の形成 ・個性を活かした地域生活拠点等の整備 ・安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進 ・広域的な交通網の整備 ・市域の交通網の整備 ・身近な交通環境の整備 ・市バスの輸送サービスの充実

図1：居住促進区域（本編P44）

- ・居住促進区域の面積は約10,438haとなっており、市域面積の約72.3%を占めています。
- ・また、令和2(2020)年時点では市民の約95.5%（1,469,284人）が居住促進区域内に居住しています。



凡例	
<区域>	<鉄道>
■ 行政界	● 鉄道駅
□ 区界	— 鉄道路線
■ 市街化区域	<道路>
■ 居住促進区域	— 広域幹線道路（高速道路）
■ 広域拠点	— 主な幹線道路（一般道路）
■ 地域生活拠点	

※急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害（特別）警戒区域、保安林、農用地区域又は災害危険区域について、区域の変更が生じた場合には、本計画とも整合を図ります。

※土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域（土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域が重複する箇所に限る）の指定により居住促進区域外となる箇所はこの図に表示していません。

※居住促進区域は、現状の用途地域や自然災害リスクなどを踏まえて設定していますが、今後の社会やまちづくりの動向の変化にあわせて、必要に応じて見直しを図ります。

区域名称	面積(ha)	
市域面積	14,435	
市街化調整区域	1,707	
市街化区域	12,728	
除外区分	区域名称	
法令	①市街化調整区域※1	1,707
	②急傾斜地崩壊危険区域 (土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域と重複している範囲に限る)	62
	③土砂災害特別警戒区域	92
	④保安林	1
	⑤農用地区域	95
都市計画運用指針	⑦災害危険区域（住宅建築禁止区域以外）	62
	⑧工業専用地域	1,780
	⑨臨港地区	2,056
	居住促進区域外※2	3997
【参考】居住促進区域 (=14,435 - 3,997)		

※1 ①市街化調整区域には、⑥農地・採草放牧地を含みます。

※2 重複しているエリアがあるため、①から⑨の面積合計と居住促進区域外の面積は異なります。



1 2 3 4 5 km

第5章 都市機能誘導（本編P50～P59）

1 都市機能誘導区域・誘導施設の設定の考え方

- 本市では、主要な都市機能が広範囲にわたり立地しており、市全域において生活利便性が高い状況となっています。
- そのため、本市では将来的な人口減少や少子高齢化の更なる進展による都市の活力低下の防止をめざし、大規模な土地利用転換の契機などを捉え、交通利便性の高い駅周辺地区等においては、多様なニーズに対応した都市機能の誘導を図るなどコンパクトで効率的なまちづくりを進めていく必要があります。
- 加えて、長期的視点では、将来的な人口減少や少子高齢化の更なる進展に伴う都市機能の撤退等による利便性の低下が懸念されますが、今後20年間では大幅な人口密度の低下等が見込まれていないため、既存の都市機能の維持や機能更新による魅力向上を基本としつつ、今後の再開発の動向などを踏まえた都市機能の新たな誘導を推進します。

2 都市機能誘導区域・誘導施設の設定

（1）都市機能誘導区域の設定（図2）

- 既存の都市機能の立地状況や広域からのアクセス性、今後の再開発の状況を見据え、本市の都市計画マスタープランに位置づけている「広域拠点」、「地域生活拠点」及び本市の都市再開発の方針に位置づけている「2号再開発促進地区」、「整備促進地区」をそれぞれ都市機能誘導区域として設定します。
- なお、現計画において、都市機能誘導区域は全て居住促進区域内に定めています。

都市機能誘導区域の設定		
既存の都市機能の立地状況や広域からのアクセス性	広 域 拠 点	川崎駅周辺地区 小杉駅周辺地区 新百合ヶ丘駅周辺地区
	地 域 生 活 拠 点	新川崎・鹿島田駅周辺地区 溝口駅周辺地区 鷺沼・宮前平駅周辺地区 登戸・向ヶ丘駅周辺地区
今後の再開発の状況	2号再開発促進地区※1 整備促進地区※2	

※1 「川崎都市計画 都市再開発の方針」に位置づけられている、「計画的に再開発が必要な市街地のうち、特に一体的かつ総合的に、市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」

※2 「川崎都市計画 都市再開発の方針」に位置づけられている、「計画的に再開発が必要な市街地の目標の実現を図る上で、効果が特に大きいと予想される地区、特に早急に再開発を行うことが望ましい地区」

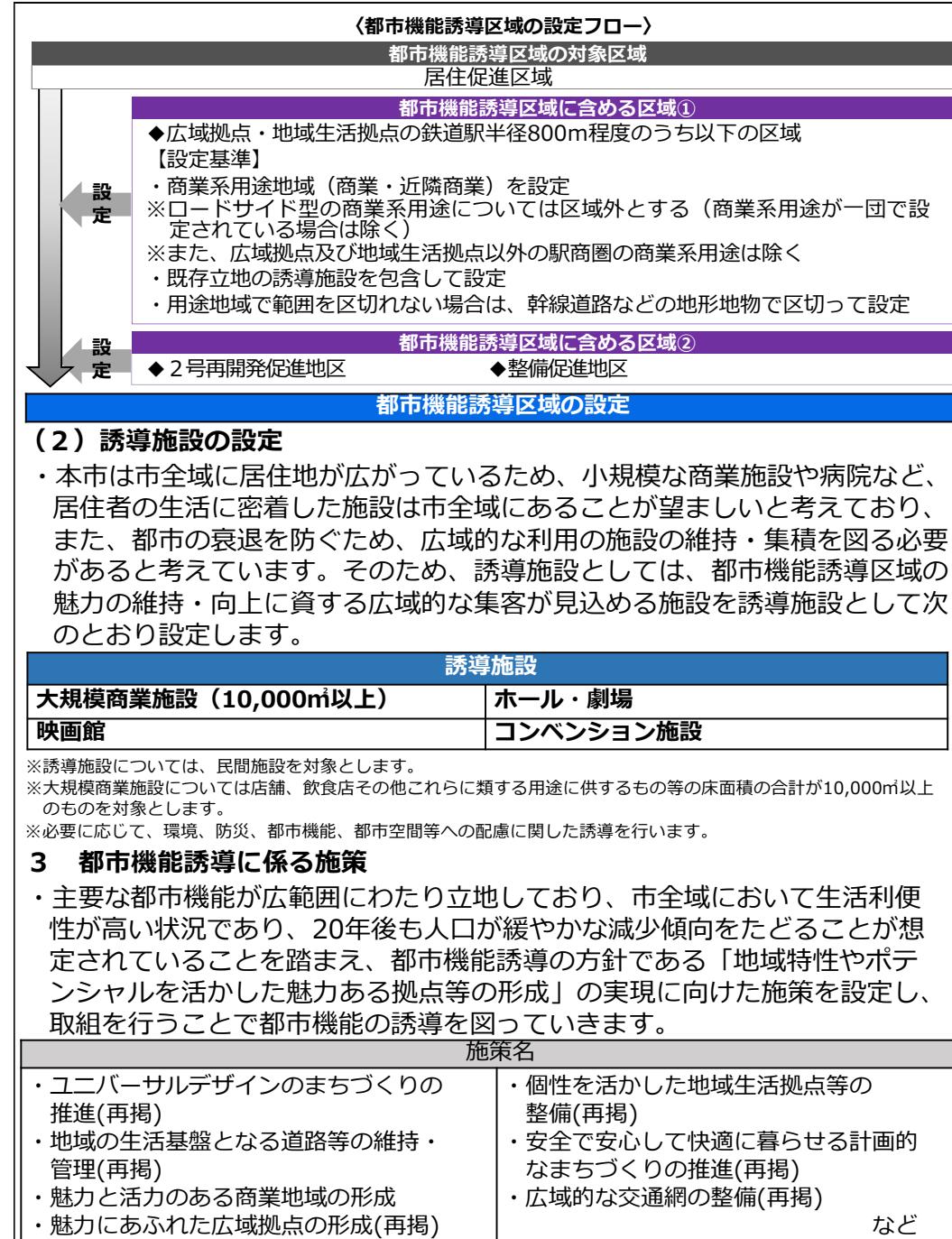
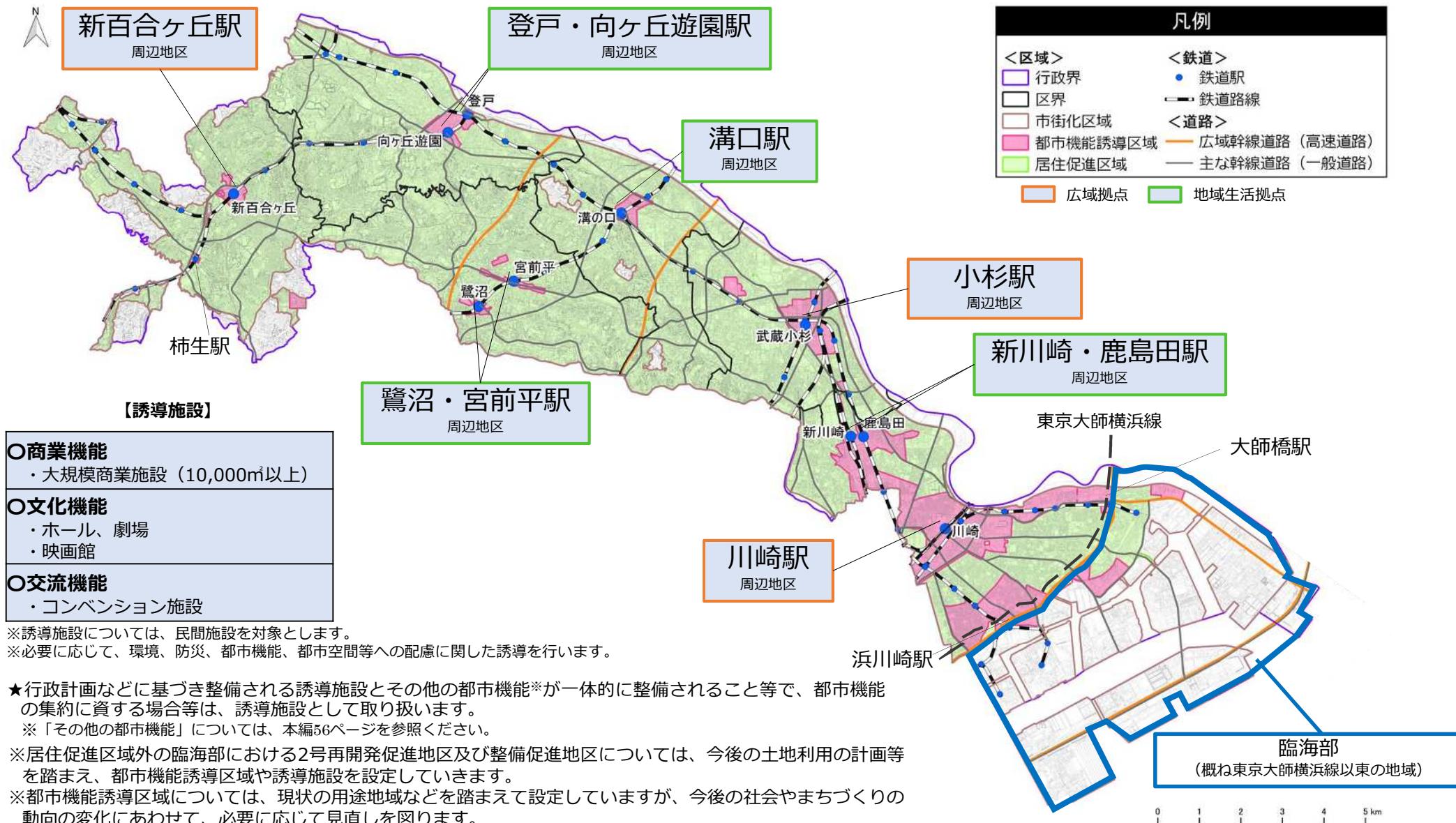


図2：都市機能誘導区域（本編P54）

・都市機能誘導区域の面積は約1,282haとなっており、市域面積の約8.9%を占めています。



第6章 防災指針（本編P60～P127）

1 防災指針の基本的な考え方

- 近年の自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、防災・減災対策として自然災害リスクの周知などのソフト対策と河川整備やがけ対策などのハード対策の両面が求められます。
- また、防災・減災対策を行っても大規模な自然災害が発生する可能性があることから、被災後の復興に向けた事前準備をあわせて行うことにより、被害を受けにくく、被害を受けたとしても速やかかつ円滑な復興を可能とするため、「防災・減災」と「復興」の両面を兼ね備えた指針とし、取組を進めていきます。〈防災指針の連携イメージ〉
- 防災指針は都市再生特別措置法において、居住誘導区域及び都市機能誘導区域を対象としていますが、計画期間である20年後においても人口が現在よりも増加することが想定されていることから、安全・安心に住み続けることを基本として、防災指針の対象を市全域とします。



2 防災・減災

(1) リスク分析の対象となる災害又は被害想定

- 災害又は被害想定のうち、区域が示されているものを対象にリスク分析を行います。

種別	災害又は被害想定		
水害	①洪水浸水想定区域（計画規模・想定最大規模）	②高潮浸水想定区域	③家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水・高潮）
	④内水浸水想定区域	⑤津波浸水予測区域	
土砂災害	①土砂災害警戒区域	②土砂災害特別警戒区域	③急傾斜地崩壊危険区域
地震	①建物被害	②延焼	③液状化

(2) 防災上の課題の整理と自然災害リスクの低減・回避に必要な取組方針（図3～5）

- 自然災害リスク毎に分析を行い、その結果を区単位で災害種別に応じた防災上の課題を整理し、自然災害リスクの低減・回避に必要な取組方針を示します。

3 復興

(1) 対象とする災害

- あらゆる自然災害を対象とします。

(2) 都市復興のまちづくりの基本目標と方向性

- 本市の総合計画や都市計画マスタープランと整合を図りながら、都市復興のまちづくりの基本目標と方向性を次のとおり設定します。

都市復興のまちづくりの基本目標	都市復興のまちづくりの方向性
・安心のふるさとづくり ・力強い産業都市づくり	・災害に強い都市構造の形成をめざす ・安全に避難できるまちをめざす ・自助・共助(互助)・公助による復興まちづくり

(3) 復興の取組（図6）

- 地震被害想定調査報告書等に基づき、区毎の被害特性から市域を類型化し、市街地特性を加味した上で、それに対する都市復興対策の方向性を示す等の取組を推進します。

4 防災指針に係る施策

- 本市で想定されている様々な自然災害リスクを対象に、防災指針の方針である「自然災害による被害の軽減や迅速な復旧復興による安心して暮らせるまちの形成」の実現に向けた施策を設定し、取組を行うことで都市の防災に対する機能の確保を行っていきます。

施策名	
・災害・危機事象に備える対策の推進	・多摩丘陵の保全（再掲）
・地域の主体的な防災まちづくりの推進	・魅力にあふれた広域拠点の形成（再掲）
・まち全体の総合的な耐震化の推進	・個性を活かした地域生活拠点等の整備（再掲）
・消防力の総合的な強化	・安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進（再掲）
・安全・安心な暮らしを守る河川整備	・市域の交通網の整備（再掲）
・地域の生活基盤となる道路等の維持・管理（再掲）	・安全・安心なまちづくりの推進
・下水道による良好な循環機能の形成	
・地球環境の保全に向けた取組の推進（再掲）	など

- また、水害のうち本市でも被害が発生した令和元年東日本台風と同程度の降雨規模である洪水浸水想定区域（計画規模）については、ハード整備で対応するには長期間かかることから、リスク回避の意識啓発として、垂直避難が困難となることが想定される2階床上相当の高さ（浸水深3m以上）のエリア（図7）で、建築物の新築・改築などを行った際に市独自の届出を求め、これに対し「避難に関する情報の案内」や「被害軽減を見込める建築物の助言」などを記載した回答書の提供を行うことで、自然災害リスクの周知・啓発を行うとともに、浸水被害軽減の配慮を促します。

第7章 届出制度（本編P128～P131）

1 都市再生特別措置法に定める届出制度

(1) 居住促進区域に関する届出（都市再生特別措置法第88条）（図1）

○届出の対象となる行為

- 居住促進区域外で以下の行為を行おうとする場合には、原則として市への届出を義務づけ

《開発行為（都市計画法第4条）》

①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為を

伴う場合

②1戸または2戸の住宅の建築目的の開発

行為で、その規模が1,000m²以上の場合

①の例示 ②の例示

届出必要 届出必要

（例）3戸の開発行為

（例）1,300m²、1戸の開発行為

《建築行為等》

①3戸以上の住宅を新築しようとする場合

②建築物を改築し、または建築物の用途を

変更して3戸以上の住宅とする場合

①の例示 ②の例示

届出必要 届出必要

（例）3戸の建築行為

（例）1戸の建築行為

①の例示 ②の例示

届出必要 届出不要

（例）3戸の建築行為

（例）1戸の建築行為

○届出の期日

- 開発行為又は建築行為等に着手する日の30日前までに、届出を行う必要があります。

○届出に対する市としての対応

- 届出を受けて、居住促進区域外における住宅立地の動向を把握し、既存取組を充実させるための参考とします。

第7章 届出制度（続き）（本編P128～P131）

（2）都市機能誘導区域に関する届出

（都市再生特別措置法第108条及び第108条の2）（図2）

○届出の対象となる行為

- 以下の行為を行おうとする場合には、原則として市への届出を義務づけ

«都市機能誘導区域外»

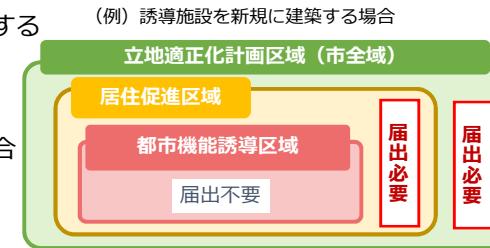
- ①誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為を行う場合

- ②誘導施設を有する建築物を新築する場合

- ③既存建築物の改築及び建築物の用途変更をし、誘導施設を有する建築物とする場合

«都市機能誘導区域内»

- ④誘導施設を休止・廃止しようとする場合



○届出の対象となる誘導施設

- 大規模商業施設（10,000m²以上）、ホール・劇場、映画館、コンベンション施設

○届出の期日

- 開発行為又は建築行為等に着手する日の30日前までに、届出を行う必要があります。

○届出に対する市としての対応

- 届出を受けて、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備動向や都市機能誘導区域内に立地している誘導施設の休廃止の動向を把握し、既存取組を充実させるための参考とします。

2 防災指針に定める届出（本市独自の取組）（図7）

- 本計画第6章の防災指針に示している洪水浸水想定区域（計画規模浸水深3m以上）のエリアで安全に暮らすことができるよう自然災害リスクの周知・啓発を行うとともに、浸水被害軽減の配慮を促すことを目的として、届出を求めるものです。

○対象となる行為

- 国土交通省が公表している洪水浸水想定区域（計画規模浸水深3m以上）のエリアで居住の用に供する開発行為・建築行為等（1戸以上）を行う場合

○届出の期日

- 開発行為や建築行為等に関する設計に着手する前の段階で、建築物の用途・階数・間取りや宅盤の高さ等の基本情報について届出を求める

○届出に対する市としての対応

- 届出に対して、「避難に関する情報の案内」や「被害の軽減を見込める建築物の助言」などを記載した回答書を提供します。

第8章 目標値・進行管理（本編P132～P134）

1 目標値

・目標値に設定する指標は、居住促進、都市機能誘導、防災指針の分野ごとに「まちづくりの方針」の達成に向けた進捗状況を把握するため、次のとおり設定します。

まちづくりの方針	指標	現状値 (評価年度)	目標値 (R27年度)
①居住促進に係る目標値			
持続可能で、誰もが暮らしやすい住環境の維持・改善	居住促進区域内人口の総人口に対する割合	95.5% (R2)	95.6%
②都市機能誘導に係る目標値			
地域特性やボテンシャルを活かし、都市魅力や活力を高めるまちの形成	都市機能誘導区域内誘導施設の総誘導施設数に対する割合 市内の広域拠点駅の周辺に魅力や活気があると思う市民の割合 住まいの区にある地域生活拠点駅の周辺に魅力や活気があると思う市民の割合	93.3% (R5) 75.0% (R5) 48.8% (R5)	現状値以上 80.0% 62.5%
③防災指針に係る目標値			
自然災害の被害の軽減や、迅速な復旧復興による安心して暮らせるまちの形成	時間雨量50mm対応の河川改修率 浸水対策実施率（三沢川、土橋、京町・渡田、川崎駅東口周辺、大島、観音川地区） 土砂災害特別警戒区域内人口の総人口に対する割合 住宅の耐震化率 災害に強いまちづくりが進んでいると思う市民の割合	81.1% (R3) 26.4% (R3) 0.46% (R2) 96.0% (R3) 25.0% (R5)	現状値以上 現状値以上 0.38% 現状値以上 現状値以上

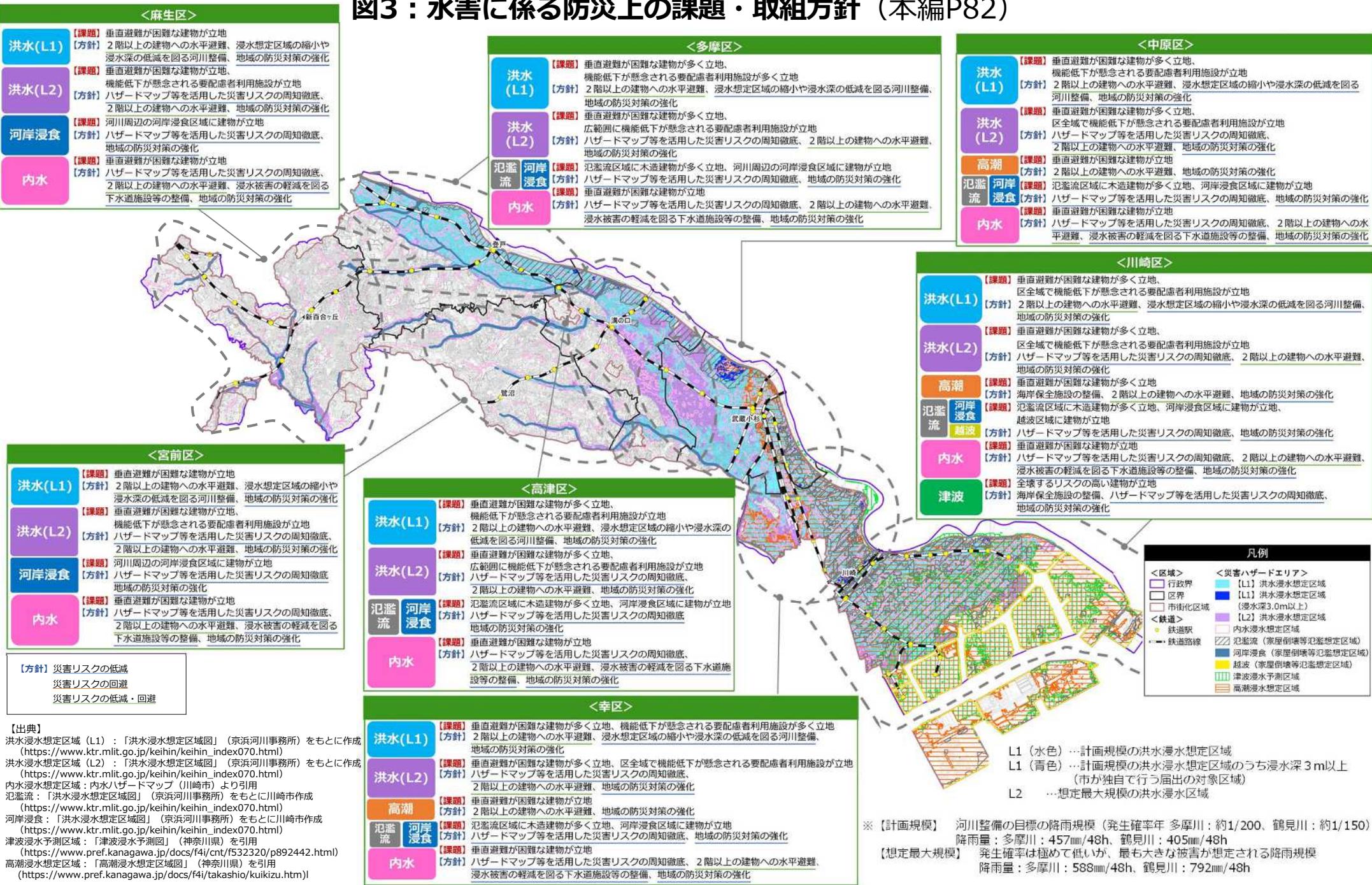
※目標値に設定する指標は今後、総合計画の改定や国の指標設定等の考え方の公表にあわせて、機動的に見直しの検討を行います。

2 進行管理

- 本計画の計画期間は、概ね20年としていますが、人口動向などの社会状況を踏まえ、区域や誘導施策を見直す必要があるため、国勢調査や都市計画基礎調査等の各種データの活用などにより都市の動向を捉え、概ね5年ごとに計画の見直しの検討を行います。
- また、上位計画である「川崎市総合計画（基本計画）」や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「都市計画マスタープラン」等の改定が行われた場合には、これにあわせ機動的に見直しの検討を行います。

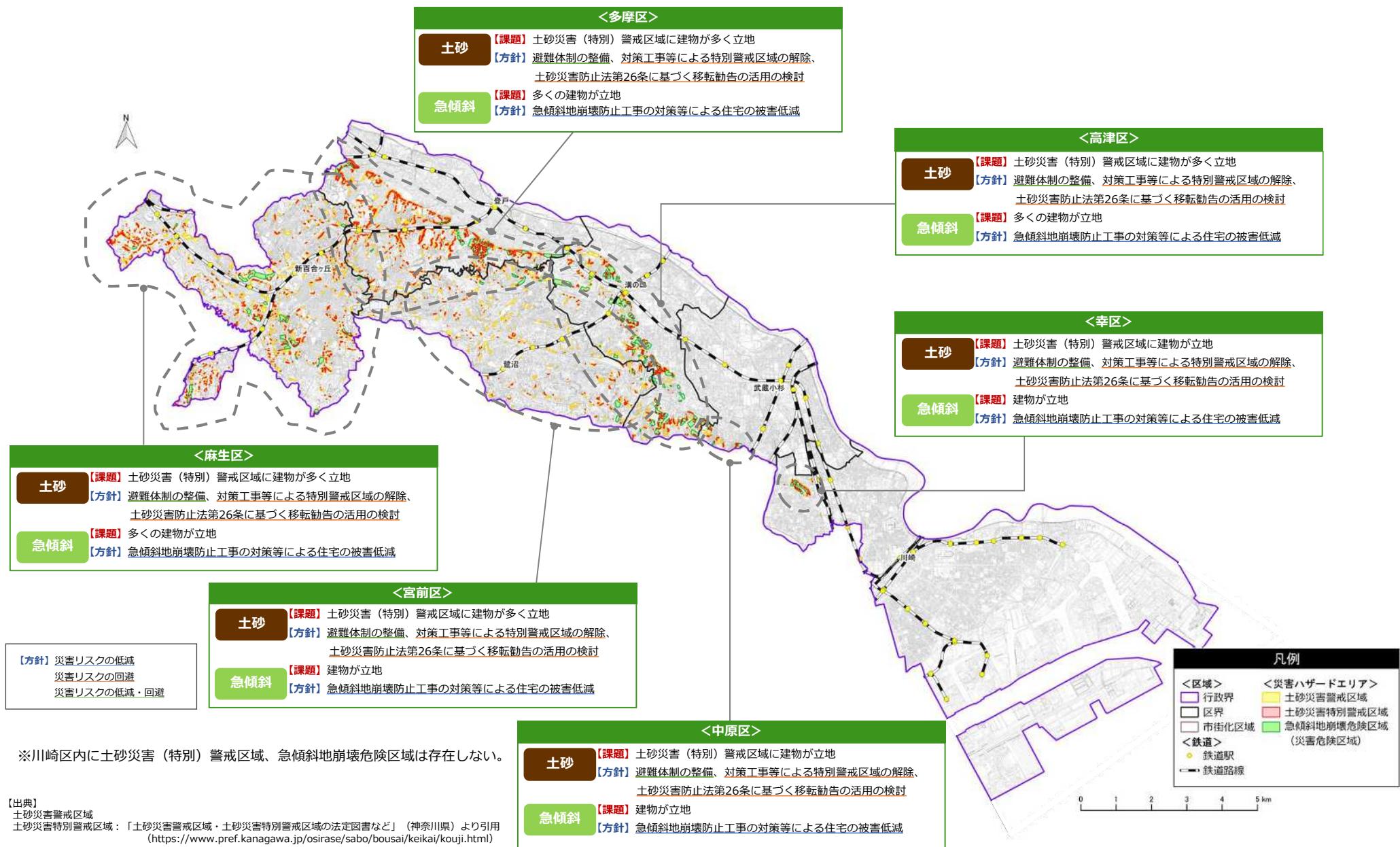
川崎市立地適正化計画【概要版】

図3：水害に係る防災上の課題・取組方針（本編P82）



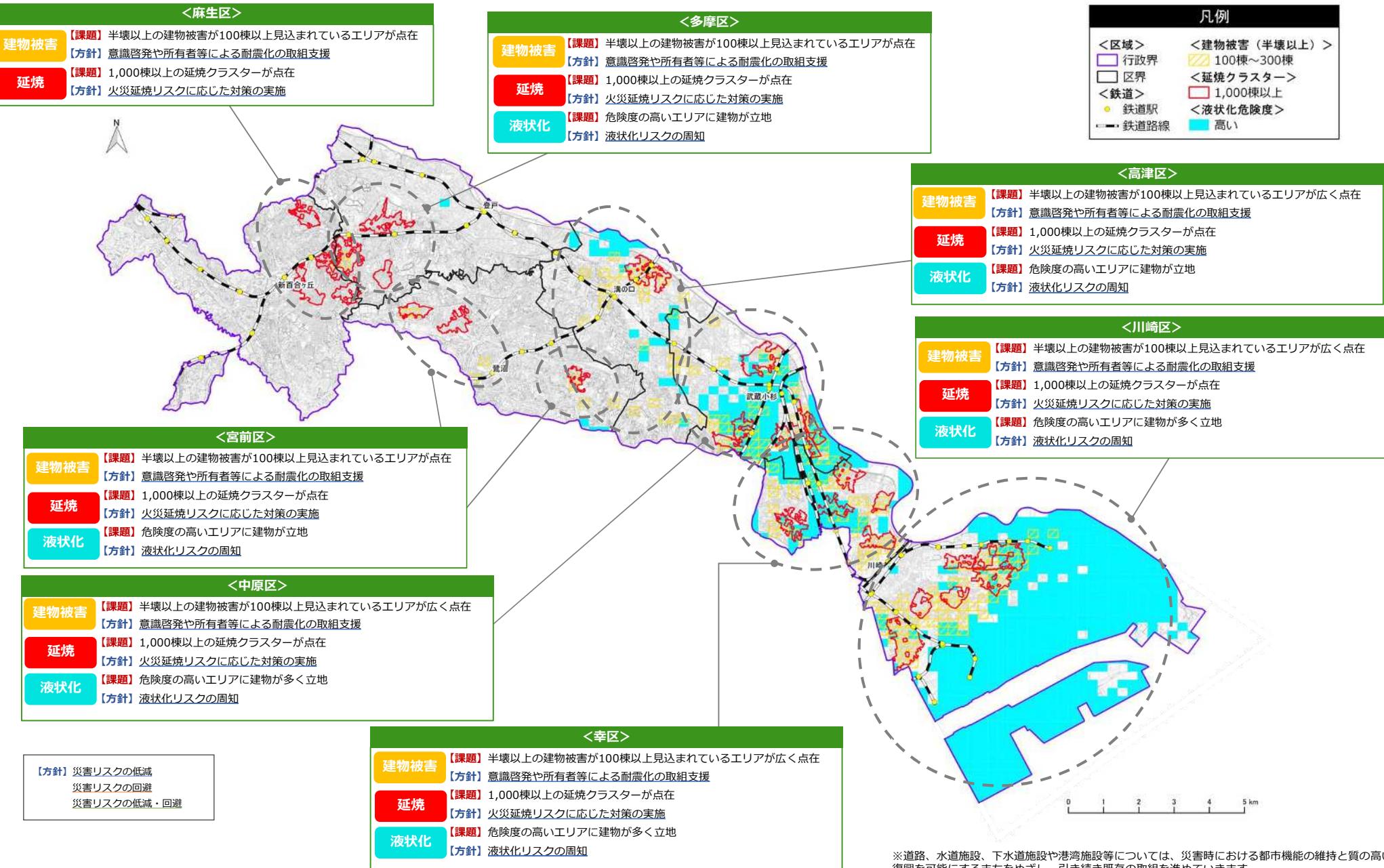
川崎市立地適正化計画【概要版】

図4：土砂災害に係る防災上の課題・取組方針（本編P83）



川崎市立地適正化計画【概要版】

図5：地震に係る防災上の課題・取組方針（本編P84）



【出典】延焼クラスター、液状化危険度、建物被害：川崎市地震被害想定調査報告書（平成22（2010）年3月）より引用

川崎市立地適正化計画【概要版】

復興の事前準備として行っている基礎データ事前整理・分析については、最も甚大な被害の発生が広範囲で想定されている川崎市直下の地震を対象として、被害特性を基に市域を7種類に類型化し、市街地特性を加味した上で、ケース別に都市復興対策の方向性を検討しています。

図6：被害特性の類型化と都市復興対策の方向性（本編P108～110）

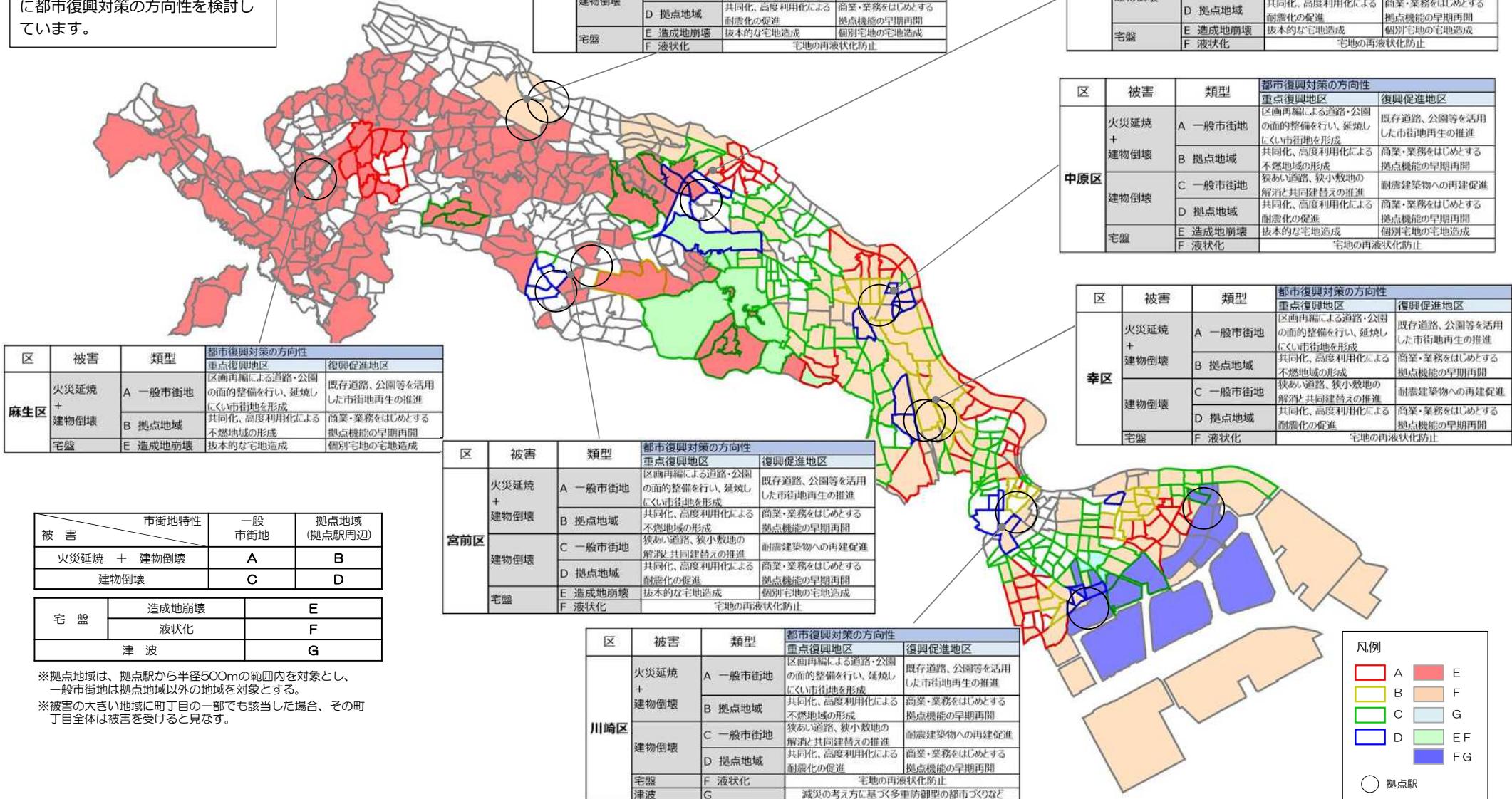


図7：防災指針に定める届出（新規施策）の対象区域（本編P127、P131）

- ・防災指針に定める届出の対象となる洪水浸水想定区域（計画規模浸水深3m以上）の面積は約70haとなっており、市域面積の約0.48%を占めています。
- ・また、令和2(2020)年時点では市民の約0.46%（6,190人）が届出の対象の区域内に居住しています。

